

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名 くらし安全・消費生活課	整理番号	1-2
処分の種類	法令等の違反に対し必要な措置を取るべき旨の命令			
根拠法令条例等・条項	消費生活協同組合法第95条第1項			
処分の概要	知事は、報告を徴し、又は検査を行った場合において、必要があると認めるときは、その組合に対し、必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】消費生活協同組合法第93条、第94条、第95条 (法令等の違反に対する処分)</p> <p>第95条 行政庁は、第93条の規定により報告を徴し、又は第94条の規定による検査を行つた場合において、当該組合が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。</p> <p>(1)その業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反していること。 (2)正当な理由がなくて1年以上その事業を休止し、又は正当な理由がなくてその成立後1年以内にその事業を開始しないこと。 (3)第1号に掲げるもののほか、その会計経理が著しく適正でないこと。</p> <p>2 組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、当該組合に対し、その役員の解任を命じ、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>3 行政庁は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分に違反し、又は組合が第1項第2号に掲げる事由に該当する場合において、同項の命令をしたにもかかわらず、組合がこれに従わないときは、その組合の解散を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠				